

大阪府子ども家庭審議会委員公募実施要領

第1 募集の目的

令和5年4月に施行されたこども基本法においては、全ての子ども・若者について、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されることとされている。

このため、府においては、子ども・若者当事者の政策決定過程への参画を促進することを目的に、「大阪府子ども家庭審議会」（以下、「審議会」という。）において、子ども・若者当事者を新たに委員に選任することとし、その委員公募に関する具体的事項を定める。

第2 公募委員

- 1 公募により選任する委員は2名以内とする。
- 2 当該委員は、令和6年度末に策定予定である「(仮称)大阪府子ども計画」について調査審議する「大阪府子ども家庭審議会 計画策定専門部会(仮称)」(以下、「計画部会」という。)の委員にも就任するものとする。

第3 応募資格

下記の要件のいずれをも満たすこと。

- 1 令和6年4月2日現在、満18歳以上満24歳未満の府内在住者であること。
- 2 年複数回、平日に開催する審議会(2時間程度)に出席できる見込みがあること。
*なお、令和6年度は、「(仮称)大阪府子ども計画」策定に関する議論のため、審議会と計画部会で合わせて6~7回程度の開催を想定
- 3 府からの案内や資料を電子メール(ワード、エクセル等)で受け取ることのできる環境があること。

第4 募集期間

募集期間は、令和6年3月5日から令和6年3月19日までとする。

第5 募集資料の公表方法

募集資料の公表は、次に掲げる方法によるものとする。

- 1 府のホームページへの掲載
- 2 報道機関への発表

第6 応募方法

委員への就任を希望する者は、次の内容について、大阪府行政オンラインシステムを利用し、直接入力することにより、応募するものとする。

- 1 応募理由
- 2 課題作文 400~800字程度
『(仮称)大阪府子ども計画の方向性等(素案)]を読んで、大阪府の子ども・子育て支援について考えたことや思ったことを書いてください。
- 3 その他応募事項
氏名(ふりがな)、郵便番号、住所、電話番号、生年月日(年齢)、学校名等、メールアドレス

レス

第8 選考委員会

- 1 公募委員の選考を行うため、選考委員会を設置する。
- 2 選考委員会の委員は次の者とする。
福祉部子ども家庭局子ども青少年課長
福祉部子ども家庭局子育て支援課長
福祉部子ども家庭局家庭支援課長

第9 選考

- 1 選考委員会は、提出内容による一次審査及び一次審査通過者に対する面接による二次審査を実施し、公募委員を選出する。
ただし、一次審査通過者は上位3名程度とする。
- 2 選考委員会の委員は、別に定める課題作文等評価基準及び面接評価基準に基づき評価を行う。
ただし、各審査段階において、各委員の評価点の合計が満点の6割に満たない場合は選出しないものとする。
- 3 選考の結果、各委員の評価点の合計の最高点を獲得した者が複数名いる場合は、選考委員会の合議により、その中から公募委員を選出するものとする。

第10 公募委員の決定

府は、選考委員会の選考結果を尊重し、公募委員を決定する。

第11 決定の通知

府は、第9による決定の結果を、速やかに応募者全員に通知する。

第12 個人情報の取扱い

公募により知り得た個人情報は、本公募事務以外には使用しない。

第13 庶務

公募委員の募集、選考及び決定の庶務は、福祉部子ども家庭局子ども青少年課において行う。

附則

この要領は、令和6年3月5日から施行する。